(総則)

第1条 広島県電子処方箋の活用・普及促進に係る補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、電子処方箋管理サービスのシステム整備に係る費用の負担に対して、必要な 費用を交付することで、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。ただし、(3)の事業経費は、(1)及び(2)の経費と重複はできない。なお、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、規則第6条第2項の規定による補助金の交付決定の前に行った事業についても、この交付要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合には、補助の対象とすることができる。

また、この補助金の交付と対象経費が重複している場合、同じ事業者が異なる補助金を受けることはできない。

- (1) 保険医療機関等(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「要領」という。)の「第2交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から要領の「第9交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。)が電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能(「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」「調剤結果 ID 検索」に関する機能をいう。以下同じ。)を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業

(交付額の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 交付額は、別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、 いずれか少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。少ない方 の額を交付額とする。ただし、寄付金その他の収入額については、基金から交付された補助 金を除く。
 - なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 県が別に指示する電子処方箋に関する取組(都道府県が実施する電子処方箋の活用等に関するアンケートへの協力及び施設内に電子処方箋普及に関するポスターを掲示又は患者に対する電子処方箋の利用案内のチラシを配布等)に協力しなければならない。
 - (2)補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (4)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに 知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて(6) に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌々年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に指示する期日までに、規則第3条第1項 の規定により提出する書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 電子処方箋の活用・普及促進に係る補助金申請書兼実績報告書(別記様式第1号)
 - (2) 支出の証拠書類

基金から発行された「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金 交付決定通知書」(写し)並びに電子処方箋管理サービス導入に管理する領収書(写し)及び領収 書内訳書(写し)

領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)については、基金に提出した場合は、提出した書類(実 支出額が確認できるもの)を添付するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請についてこれを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定し及び交付すべき補助金の額の確定を行い、規則第6条の規定により、申請者に対し速やかに通知を行うものとする。なお、補助金の交付が適当と認められないときは、交付をしない理由を確定し、申請者へ通知する。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後に、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、あらかじめ 知事と協議の上、第6条の手続きにより速やかに行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 知事は、第4条、第6条及び第7条の規定に基づき、補助金を支払う。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して15日以内とし、提出する書類は、広島県電子処方箋の活用・普及促進に係る補助金事業取下申請書(別記様式第2号)とする。

(実績報告)

- 第10条 規則第12条の規定による実績報告は、第6条及び第7条の規定による申請と兼ねるものとする。
- 2 知事は、前項による実績報告があったときは第6条及び第7条の規定と兼ねて、補助金の額を確 定し、補助事業者に通知する。

(決定の取消し及び補助金の返還)

- 第11条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止した場合
 - (2) この要綱の規定及び第5条に定める交付の条件に違反した場合
 - (3) 第5条各号に規定する条件に違反した場合
 - (4) 第13条各号のいずれかに該当した場合
 - (5) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けていた場合

(報告及び調査)

- 第12条 知事は、補助金の適正な交付のため、また額の確定後であっても、必要があると認めると きは、補助事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類そ の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「検査等」という。)ができるも のとする。
- 2 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(暴力団排除)

- 第13条 広島県暴力団排除条例第6条(平成22年広島県条例第37号)の規定に基づき、第3条 に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

(警察本部への確認)

第14条 知事は、必要に応じ補助金の交付を申請した事業者が、前条各号の該当の有無を県警察本 部長に照会することができるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第15条 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記様式第3号)により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第 16 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の 完了の日から起算して 10 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(実施規定)

第17条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月29日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表1 (第3条及び第4条関係)

1	基準額 	2 対象経費	3 補助率
1		. 4.4	
1	大規模病院(病床数 200 床以上)	第3条(1)に掲げる	1 大規模病院(病床数 200 床以上)
	486.6 万円	事業に必要な経費	6分の1(上限額:81.1 万円)
2	病院(大規模病院以外)		2 病院(大規模病院以外)
	325.9 万円		6分の1(上限額:54.3 万円)
3	診療所、薬局		3 診療所、薬局
	38.8 万円		4分の1(上限額:9.7 万円)
1	大規模病院(病床数 200 床以上)	第3条(2)に掲げる	1 大規模病院(病床数200床以上)
	135.6 万円	事業に必要な経費	6分の1(上限額:22.6 万円)
2	病院(大規模病院以外)		2 病院(大規模病院以外)
	100.2 万円		6分の1(上限額:16.7 万円)
3	診療所		3 診療所
	24.5 万円		4分の1(上限額:6.1 万円)
4	薬局		4 薬局
	25.6 万円		4分の1(上限額:6.4 万円)
1	大規模病院(病床数 200 床以上)	第3条(3)に掲げる	1 大規模病院(病床数200床以上)
	602.2 万円	事業に必要な経費	6分の1(上限額:100.3 万円)
2	病院(大規模病院以外)		2 病院(大規模病院以外)
	405.9 万円		6分の1(上限額:67.6 万円)
3	診療所		3 診療所
	54.2 万円		4分の1(上限額:13.5 万円)
4	薬局		4 薬局
	55.3 万円		4分の1(上限額:13.8 万円)

[※] 金額はいずれも税込み。